

令和6年度 木更津市学校給食費無償化事業について

第3子以降の

学校給食費が無償になります！

(令和6年4月から令和7年3月まで)



多子世帯の子育て世帯に対する経済的負担軽減のため、第3子以降の義務教育期間における市立小・中学校の学校給食費を無償化します。

無償化の適用を受ける場合は、

「令和6年度木更津市学校給食費第3子以降の無償化申出フォーム」から申出してください。

このお知らせは、無償化の対象外となる方も含め、市立小・中学校における全ての世帯に配付しています。



申出はこちらから

第3子以降の学校給食費無償化の対象となる保護者

以下の①から③を全て満たしている保護者が無償化の対象となります。

- ① 子を3人以上扶養している。
- ② ①の子のうち、上から第3番目以降の子が市立小・中学校で給食の提供を受けている。
- ③ 国や県及び市の補助制度により、学校給食費の全額補助を受けていない。

例：生活保護、準要保護（就学援助）

【第3子以降の学校給食費無償化対象者の例】

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化の対象者
例1	25歳被扶養者	16歳被扶養者	市立中学生	市立小学生	第3子・第4子
例2	22歳就労者	16歳被扶養者	市立中学生	市立小学生	第4子
例3	20歳被扶養者	18歳就労者	市立中学生	市立小学生	第4子
例4	20歳就労者	18歳就労者	市立中学生	市立小学生	該当なし
例5	市立中学生	市立中学生	市立小学生		第3子
例6	私立中学生	県立中学生	市立小学生		第3子

申 出 方 法

- ① 「申出用2次元コード」をスマートフォン等で読み取り、「令和6年度木更津市学校給食費第3子以降の無償化申出フォーム」に入り、必要事項を入力してください。
- ② 申出フォームに入力した扶養している子のうち、木更津市立小・中学校に現に在籍している子を除いた全ての子の、有効な健康保険証の画像を添付してください。
- ③ 送信ボタンを押下し、「送信完了」と表示されたら完了です。

申 出 期 限

給食費無償化の当初申出期限： 令和6年4月30日（火）（必着）

申 出 後 の 対 応

申出内容の確認結果のお知らせを送付しますので、ご確認ください。

年度途中の申出について

当初申出期限を過ぎ、年度の途中で無償化の要件を新たに満たすこととなった等の場合、速やかに「令和6年度木更津市学校給食費第3子以降の無償化申出フォーム」から申出してください。申出が遅れた場合、無償化の対象となる期間が短くなる場合がありますので、あらかじめご承知おきます。

以下の例にあてはまる場合、要件を満たせば無償化の対象となる可能性があります。

… 市外・県外から転入してきた … 扶養する子が増えた

○ 申出に際して特別な事情やその他ご相談がある場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

年度途中に申出内容に変更が生じた場合

提出した申出書の内容に変更が生じた場合（扶養している子の人数に変更があった場合など）は、「木更津市学校給食費第3子以降の無償化申出事項変更届」を速やかに学校給食課に提出してください。

ご不明点等あれば、お問い合わせ先までご連絡ください。

申出フォームから申出できない場合

市公式ホームページから「木更津市学校給食費第3子以降の無償化申出書」をダウンロードし、学校給食課に提出してください。

ダウンロードできない場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。



市公式ホームページ

ご提出先・お問い合わせ先
木更津市教育委員会
教育部学校給食課（TEL 0438-23-8440）
担当 鈴木・高梨・山口